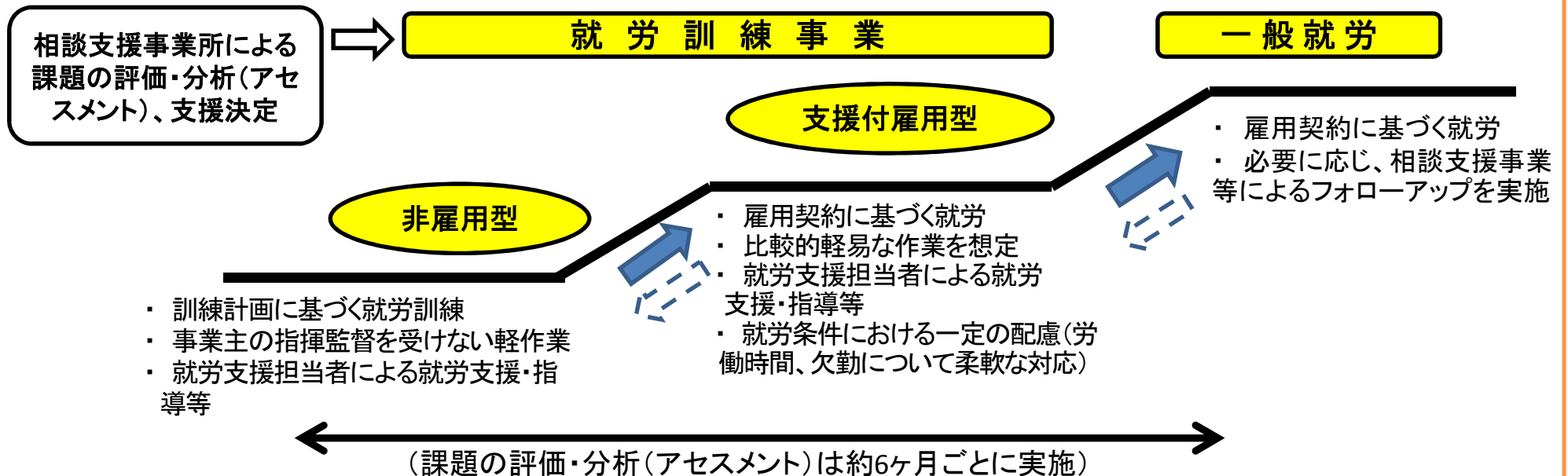


就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

新事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。軽易な作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

支援のイメージ



期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

一時生活支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

(参考)ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)の概要

(※緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]による平成25年度までの事業)

➤ 目的

ホームレス等に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止すること等によりその自立を支援する。

➤ 支援の内容

① 日常生活・健康面での支援

- ・ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止する。
- ・ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施。

② 就労に向けた支援

- ・ 就労に関する情報の提供を行うとともに、就労意欲のある利用者に対して、緊急一時的な本事業から、更に、個々人の状況に応じたきめ細やかな就労自立に向けた支援を行う「ホームレス自立支援センター」の利用を促す。

③ その他

- ・ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等における支援が受けられるよう助言・指導を行う。

➤ 利用料

無 料

➤ 利用期間

原則3か月以内

◆ 実施自治体数 (H24. 3月現在)

都道府県又は市町村が設置し、設置形態として、施設を設置する形態(施設型)と、旅館やアパートを借上げて設置する形態(借上型)がある。

- 施設型……全国で2自治体5施設(定員1,514人) ○ 借上型……全国で41自治体63施設(定員652人)

期待される効果

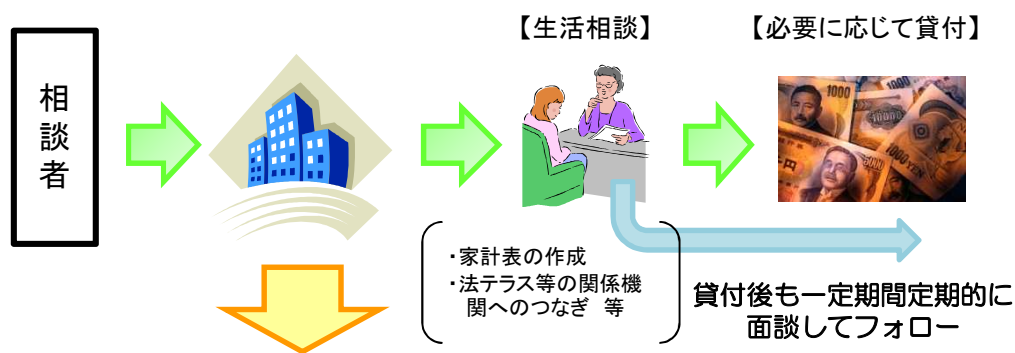
- **自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、入居中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。**

家計相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、
 - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)と相談者の状況に応じた支援計画の作成
 - ② 生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)
 - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
 - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。
- 具体的な支援を担う「家計相談支援員」を養成し、相談支援の質を確保。

支援のイメージ(現行の取組例)



平成23年度末までに貸倒処理となったケースは15人
(約560万円、対貸付残高比：0.97%)。

	グリーンコープ生協ふくおか		5生協合計	
	23年度	開業累計	23年度	開業累計
電話件数	2,054	11,296	3,406	15,626
面談件数	1,229	6,561	2,140	9,082
貸付希望件数	900	3,788	1,607	5,710
貸付件数	265	903	514	1,401
貸付金額(万円)	14,500	58,182	29,176	87,023
貸付残高(万円)	23,713	-	42,157	-
貸付平均額(万円)	54.7	64.4	56.8	62.1

※ 生活再生貸付事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おおいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協長崎で実施。

期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

子どもの学習支援等について

新事業の概要

- 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟な事業運営を行う。
- 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を行う。

支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国94自治体で実施(平成24年度)

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

- 【対象】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等
- 【運営】一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う。
- 県内17カ所で週1~3回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援も実施。
- 【実績】平成24年度は中学3年生の対象者782人のうち331人が参加。うち321人(97%)が高校へ進学。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援

- 【対象】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。
- 【運営】市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う。
- 民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。
- 【実績】平成24年度は生活保護受給世帯の生徒106人が参加。中学3年生43人のうち41人が高校へ進学。

期待される効果

- 地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮者支援が可能となる。
- 例えば、学習支援など効果的な事業に安定的に取り組むことができるようになる。

施行に向けたスケジュール

新たな生活困窮者自立支援制度の施行に向けたスケジュール（案）

※ 以下のスケジュールは現段階のイメージであり、今後変更があり得る。

	平成25年度		平成26年度		平成27年度
	前半(4～9月)	後半(10～3月)	前半(4～9月)	後半(10～3月)	
法案・政省令等 (※)		法律の成立・公布 (12月) 政省令、運営ガイドライン (素案)の作成(年度内)	政省令の公布 運営ガイドライン (2次案)の作成	運営ガイドライン (最終版)の作成	新制度施行 (4月1日)
生活困窮者自立促進支援モデル事業 (自治体モデル事業)		68自治体で実施	※ 平成26年度においては、施行を見据え実施箇所数を拡充。		
社会福祉推進事業 (調査研究事業)	実態調査等を実施	民間シンクタンクを活用して、複数の事業を同時に進め、各事業の運営ガイドライン等の在り方を研究	【平成25年度実施事業】 ①自立相談支援機関の運営指針研究 ②自立相談支援機関の標準様式研究 ③就労支援に関する研究 ④家計相談支援に関する研究 ⑤子ども・若者の支援に関する研究 ⑥生活困窮者に関する自治体計画研究		
人材養成 (当面、国が直接実施)	自治体モデル事業、社会福祉推進事業の成果も踏まえて内容を検討	相談支援員等の養成研修カリキュラム、テキストの作成	相談支援員等の養成研修開始 (施行後5年程度で必要数を順次養成)		

※ 政省令事項としては、国庫負担基準や就労訓練事業の認定基準、住居確保給付金の支給基準、就労準備支援事業の対象者等がある。このほか、各事業の運営の在り方の詳細については、運営ガイドラインとして策定。

人材養成について

人材養成研修について（案）

- 自立相談支援事業を実施するために配置される支援員は、生活困窮者が抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、必要に応じて関係機関とも連携しながら包括的な支援を行うことが求められる。
- こうした高い支援技術を有する支援員を全国的に確保するため、当面は、国において一貫性のある養成を図ることとしている。
- 具体的には、来年度から、自立相談支援事業に従事する各職種の支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員※）を計画的に養成していくため、それぞれの職種を対象とした養成研修を実施することとしている。

※3職種の研修期間はそれぞれ6日間（計42時間）を想定。

※自立相談支援事業において配置される就労支援員は以下の者とは別に配置されるものであることに留意。

- ・就労準備支援事業における就労準備支援担当者
- ・就労訓練事業における就労支援担当者
- ・生活保護法に基づく被保護者就労支援事業における就労支援員

- なお、今年度は養成研修に必要なカリキュラムとテキストを作成する予定。
- 今後、自立相談支援事業に従事する者のみならず、就労準備支援事業、家計相談支援事業など、生活困窮者自立支援制度の各事業に従事する者の養成研修についても検討。

生活困窮者自立支援制度の 構築に向けたポイント

- 各自治体において、新制度を着実かつ効果的に実施するために、準備段階となる現時点において、ポイントになると考えられる点を参考までに整理したもの。
- 新制度の体制を構築するに当たっては、検討課題1～5をクリアしているか、ひとつひとつ確認の上、進めていくことが考えられる。